## 水産動植物の被害防止に係る農薬登録保留基準の改正案

今回基準値の設定を行う水産動植物の被害防止に係る農薬登録保留基準の案は次の とおりです(農薬登録保留基準については参考1を参照)。

農薬取締法第3条第1項第4号から第7号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準を定める等の件(昭和46年3月農林省告示第346号)第3号の規定に基づき、水産動植物の被害防止に係る農薬登録保留基準(平成18年12月環境省告示第143号)を改正し、下表の農薬の成分の公共用水域における水産動植物被害予測濃度について同表の基準値を新たに設定します。

なお、新たに設定する基準値は当該基準値を定める告示の公布の日から適用することとします。

農薬の成分	基準値
(±)-2-エトキシ-2, 3-ジヒドロ-3, 3-ジメチル	2, 700 μ g/L
ベンゾフランー5ーイル=メタンスルホナート(別名エトフメ	
セート)	
シスー4ー(エトキシカルボニルオキシ)-8-メトキシ-3	240 μ g/L
- (2, 5-キシリル) - 1-アザスピロ [4, 5] デカ-3	
ーエンー2ーオン(別名スピロテトラマト)	
N-(3, 5-ジクロロフェニル)-1, 2-ジメチルシクロ	420 μ g/L
プロパン-1, 2-ジカルボキシミド(別名プロシミドン)	, 5
N-tert-ブチル-N'-(3-メトキシーo-トルオイ	370 μ g/L
ル) -3, 5-キシロヒドラジド(別名メトキシフェノジド)	, 5
O - エチル = O - 4 - ニトロフェニル = フェニルホスホノチオ	0 050 u g / l
アート(別名EPN)	0.000 # 8/ 2